

梅ヶ枝中央会計

Q.会社法上の内部統制とは

A.会社法上の大会社は構築義務が明記され、2015年5月1日に施行された、会社法・会社法施行規則の改正に留意が必要です。

【会社法・会社法施行規則における内部統制の定義】

	会社法	会社法施行規則(法務省令で定める体制)
取締役2名以上	348③四	98
取締役会	362④六(下記参照)	100(下記参照)
監査等委員会設置会社	399の13①一八	110の4②
指名委員会等設置会社	416①一ホ	112②

(取締役会の権限等)

第三百六十二条 (中略)

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。(中略)

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備 (中略)

5 大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第六号に掲げる事項を決定しなければならない。

→2015年5月1日に施行された、会社法にて、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務が、会社法施行規則より格上げ。

以下、会社法施行規則 100 要約

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
右記の体制その他当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制★ ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制★ ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制★ ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制★
監査役設置会社である場合には右記に掲	監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

げる体制を含む

使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制★

子会社の取締役等職務を行うべき者等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制★

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制★

会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項★

その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

→2015年5月1日に施行された、会社法施行規則にて、上記★が新設されています。

【内部統制システムの運用状況の概要の開示】

事業報告に記載する内部統制の体制の整備について、2015年5月1日に施行された、会社法施行規則にて、「体制の運用状況の概要」の記載が新設されました。

会社法施行規則 第118条

事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。(中略)

二(中略)に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要(後略)

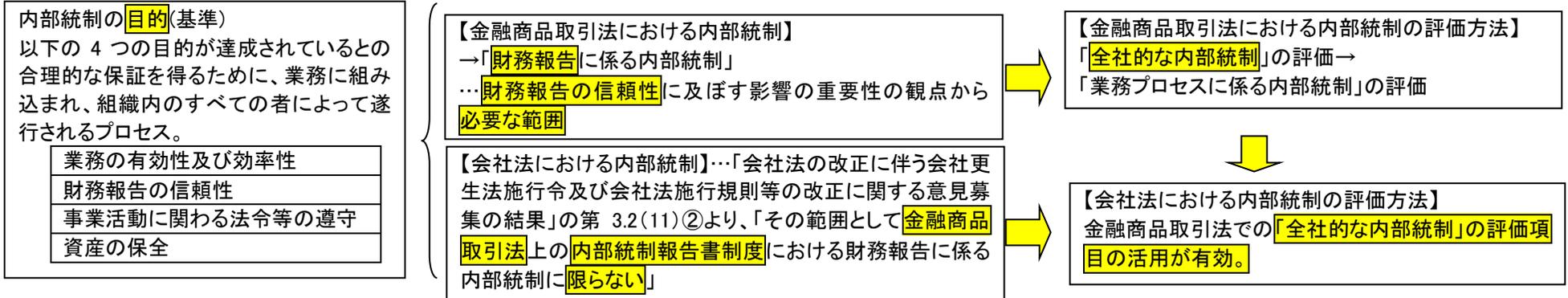
2015年2月6日に、法務省民事局参事官室より「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果」(以下「意見」という)が公表され、上記の「体制の運用状況の概要」について、以下の記載がなされています。

箇所	当省の考え方(抜粋・要約)
意見第3.2(11)①	内部統制に係る委員会の開催状況については、その一内容となり得るものといえる場合が多いと考えられる。他方、単に、「当該『業務の適正を確保するための体制』に則った運用を実施している。」というだけの記載は、通常は、「運用状況の概要」の記載とは言い難いと考えられる。
意見第3.2(11)②	その範囲として金融商品取引法上の内部統制報告書制度における財務報告に係る内部統制に限らない
意見第3.2(11)③	「運用状況の概要」は、客観的な運用状況を意味し、運用状況の評価の記載まで求めない(なお、運用状況の評価を記載することを妨げるものでもない)

梅ヶ枝中央会計

【金融商品取引法と会社法における内部統制】

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」(以下、「基準」。平成 19 年 2 月 15 日企業会計審議会)より、内部統制の目的定義がなされ、金融商品取引法による内部統制は、「財務報告に係る内部統制」が評価対象。評価方法においては、「全社的な内部統制」の評価が必要であり、会社法でも「全社的な内部統制」の評価の活用が有効とかがえられます。



全社的な内部統制の評価項目

…「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(以下、「実施基準」。改正:平成 23 年 3 月 30 日企業会計審議会)の(参考 1)「財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例」の **6 つの基本的要素** に分類された、**42 項目** が例示され、チェックリスト方式での対応が一般的。内、会社法の内部統制評価との関連性があると考えられる項目は以下のとおり。

なお、会社法での「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため」については、子会社等別に全社的な内部統制の評価がなされていれば、当該評価結果の活用も有効と考えられる。

No	実施基準の記載(財務報告関係は強調)	関連する会社法上の内部統制の定義
統制環境		
1	経営者は、信頼性のある財務報告を重視し、 財務報告に係る 内部統制の役割を含め、財務報告の基本方針を明確に示しているか。	取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2	適切な経営理念や倫理規程に基づき、社内の制度が設計・運用され、原則を逸脱した行動が発見された場合には、適切に是正が行われるようになっているか。	
3	経営者は、 適切な会計処理の原則を選択し、会計上の見積り等 を決定する際の客観的な実施過程を保持しているか。	
4	取締役会及び監査役又は監査委員会は、 財務報告とその内部統制 に関し経営者を適切に監督・監視する責任を理解し、実行しているか。	
5	経営者は、問題があっても指摘しにくい等の組織構造や慣行があると認められる事実が存在する場合に、適切な改善を図っているか。	
6	監査役又は監査委員会は内部監査人及び監査人と適切な連携を図っているか。	監査役設置会社である場合の体制
7	経営者は、 企業内の個々の職能(生産、販売、情報、会計等) 及び活動単位に対して、適切な役割分担を定めているか。	取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
8	経営者は、 信頼性のある財務報告 の作成を支えるのに必要な能力を識別し、所要の能力を有する人材を確保・配置しているか。	
9	信頼性のある財務報告 の作成に必要なとされる能力の内容は、定期的に見直され、常に適切なものとなっているか。	
10	責任の割当てと権限の委任がすべての従業員に対して明確になされているか。	使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
11	従業員等に対する権限と責任の委任は、無制限ではなく、適切な範囲に限定されているか。	
12	経営者は、従業員等に職務の遂行に必要な手段や訓練等を提供し、従業員等の能力を引き出すことを支援しているか。	
13	従業員等の勤務評価は、公平で適切なものとなっているか。	

梅ヶ枝中央会計

No	実施基準の記載(財務報告関係は強調)	関連する会社法上の内部統制の定義
リスクの評価と対応		
14	信頼性のある財務報告の作成のため、適切な階層の経営者、管理者を関与させる有効なリスク評価の仕組みが存在しているか。	損失の危険の管理に関する規程その他の体制
15	リスクを識別する作業において、企業の内外の諸要因及び当該要因が信頼性のある財務報告の作成に及ぼす影響が適切に考慮されているか。	
16	経営者は、組織の変更やITの開発など、信頼性のある財務報告の作成に重要な影響を及ぼす可能性のある変化が発生する都度、リスクを再評価する仕組みを設定し、適切な対応を図っているか。	
17	経営者は、不正に関するリスクを検討する際に、単に不正に関する表面的な事実だけでなく、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、適切にリスクを評価し、対応しているか。…基準 I.2.(2)リスクへの対応②(注)にて、「例えば、新製品の開発、新規事業の立ち上げ、主力製品の製造販売等に伴って生ずるリスクは、組織目標の達成を阻害するリスクのうち、基本的には、業務の有効性及び効率性に関連するものではある」	
統制活動		
18	信頼性のある財務報告の作成に対するリスクに対処して、これを十分に軽減する統制活動を確保するための方針と手続を定めているか。	取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
19	経営者は、信頼性のある財務報告の作成に関し、職務の分掌を明確化し、権限や職責を担当者適切に分担させているか。	
20	統制活動に係る責任と説明義務を、リスクが存在する業務単位又は業務プロセスの管理者に適切に帰属させているか。	
21	全社的な職務規程や、個々の業務手順を適切に作成しているか。	
22	統制活動は業務全体にわたって誠実に実施されているか。	
23	統制活動を実施することにより検出された誤謬等は適切に調査され、必要な対応が取られているか。	
24	統制活動は、その実行状況を踏まえて、その妥当性が定期的に検証され、必要な改善が行われているか。	
情報と伝達		
25	信頼性のある財務報告の作成に関する経営者の方針や指示が、企業内のすべての者、特に財務報告の作成に関連する者に適切に伝達される体制が整備されているか。	取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
26	会計及び財務に関する情報が、関連する業務プロセスから適切に情報システムに伝達され、適切に利用可能となるような体制が整備されているか。	
27	内部統制に関する重要な情報が円滑に経営者及び組織内の適切な管理者に伝達される体制が整備されているか。	
28	経営者、取締役会、監査役又は監査委員会及びその他の関係者の間で、情報が適切に伝達・共有されているか。	
29	内部通報の仕組みなど、通常の報告経路から独立した伝達経路が利用できるように設定されているか。	
30	内部統制に関する企業外部からの情報を適切に利用し、経営者、取締役会、監査役又は監査委員会に適切に伝達する仕組みとなっているか。	
モニタリング		
31	日常的モニタリングが、企業の業務活動に適切に組み込まれているか。	取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
32	経営者は、独立的評価の範囲と頻度を、リスクの重要性、内部統制の重要性及び日常的モニタリングの有効性に依拠して適切に調整しているか。	
33	モニタリングの実施責任者には、業務遂行を行うに十分な知識や能力を有する者が指名されているか。	
34	経営者は、モニタリングの結果を適時に受領し、適切な検討を行っているか。	
35	企業の内外から伝達された内部統制に関する重要な情報は適切に検討され、必要な是正措置が取られているか。	
36	モニタリングによって得られた内部統制の不備に関する情報は、当該実施過程に係る上位の管理者並びに当該実施過程及び関連する内部統制を管理し是正措置を実施すべき地位にある者に適切に報告されているか。	
37	内部統制に係る開示すべき重要な不備等に関する情報は、経営者、取締役会、監査役又は監査委員会に適切に伝達されているか。	
ITへの対応		
38	経営者は、ITに関する適切な戦略、計画等を定めているか。	
39	経営者は、内部統制を整備する際に、IT環境を適切に理解し、これを踏まえた方針を明確に示しているか。	
40	経営者は、信頼性のある財務報告の作成という目的の達成に対するリスクを低減するため、手作業及びITを用いた統制の利用領域について、適切に判断しているか。	
41	ITを用いて統制活動を整備する際には、ITを利用することにより生じる新たなリスクが考慮されているか。	
42	経営者は、ITに係る全般統制及びITに係る業務処理統制についての方針及び手続を適切に定めているか。	